

産業廃棄物処分業許可証

住 所 千葉県旭市錦木3484番地1
氏 名 株式会社ビー・アール・クリエイト
代表取締役 鈴木 宏和

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

千葉県知事 熊谷 俊 人



許可の年月日 平成31年3月20日

許可の有効年月日 令和6年2月19日

1 事業の範囲

(1) 事業の区分

発酵による中間処理

(2) 産業廃棄物の種類

ア 汚泥, イ 廃酸, ウ 木くず,

エ 動植物性残さ (これらのうち, 特別管理産業廃棄物であるものを除く。)

※「石綿含有産業廃棄物を含む」の記載のない種類については, 石綿含有産業廃棄物を処分できない。

※「水銀使用製品産業廃棄物を含む」, 「水銀含有ばいじん等を含む」の記載のない種類については, それぞれ水銀使用製品産業廃棄物, 水銀含有ばいじん等を処分できない。

2 事業の用に供する全ての施設

許可証別紙のとおり

3 許可の条件

産業廃棄物の処理に当たっては, 敷地境界における臭気濃度が20未満となるよう, 脱臭装置及び発酵棟, 整菌棟の維持管理を徹底するとともに, 建屋出入口の開閉を最小限とし, 悪臭の発散を防止すること。

(続 く)

(許可証の続き)

4 許可の更新又は変更の状況

平成16年 2月20日 新規許可

平成31年 1月 8日 変更届 (保管施設, 脱臭施設吸引口の位置の変更)

平成31年 3月20日 更新許可

令和 2年12月23日 変更届 (合筆による産業廃棄物処理施設設置地番の変更)

令和 5年 2月 6日 変更届 (廃アルカリの中間処理の廃止, 保管施設の変更)

5 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無 有・無

(以下余白)



許可証別紙

事業の用に供する全ての施設

施設の種類 (許可年月日及び許可番号)	処理能力又は保管量 (設置年月日)	数量	設置場所
発酵施設	汚泥, 木くず, 動植物性残さ 75 t/日 (平成16年1月5日)	1	千葉県旭市鎚木 字猪草野 3484番1, 3951番1, 3951番2, 字保々示戸 3479番
一次発酵槽	15 m ² 37.5 m ³	10	
二次発酵槽	15 m ² 37.5 m ³	10	
整菌施設	汚泥, 木くず, 動植物性残さ, 廃酸 78 t/日 (平成23年12月14日)	1	
混合スペース	103 m ² 127 m ³	1	
整菌室	122 m ² 185 m ³	5	
原料保管施設 (汚泥)	25 m ² 50 m ³	1	
原料保管施設 (汚泥)	25 m ² 45 m ³	1	
原料保管施設 (動植物性残さ)	30 m ² 54 m ³	1	
原料保管施設 (木くず)	2.0 m ² 2.0 m ³	1	
原料保管施設 (混合槽)	70 m ² 126 m ³	1	
廃酸保管施設 (タンク)	5.0 m ³	3	
処理後物保管施設	103 m ² 127 m ³	1	
処理後物保管施設	396 m ² 283 m ³	1	

(以下余白)